

＜経済環境適応資金 創業等支援資金【再挑戦】＞

(1) 資金名(略称)	創業等支援資金【再挑戦】(略称「環 創 再」)
(2) 融資対象※1	<p>以下の①から③のいずれかに該当するものであって、かつ、④又は⑤の要件を満たし、事業の廃止又は解散の日※3から5年を経過する日前に申込みを行ったもの</p> <p>① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 1か月以内に新たに個人で事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人</p> <p>② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>③ 産競法第2条第29項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの</p> <p>④ ①ア、①イ、②アに該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>⑤ ②イ、③に該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p>
(3) 資金使途	開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない
(4) 融資限度額	3,500万円
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% ----- 7年超10年以内 年1.7%
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 資金使途に設備資金を含む場合の据置期間は以下のとおりとする ・3年超7年以内：据置2年以内 ・7年超10年以内：据置3年以内
(9) 保証制度	再挑戦支援保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	① 資格要件申告書 ((2)融資対象①のみ) ② 創業・再挑戦計画書 ((2)融資対象②③のみ) ③ 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し ④ 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料 (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ⑤ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ⑥ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である証明を受けた証明申請書(愛知県経済環境適応資金(創業等支援資金)融資制度に係る証明申請書)
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会

(13) 金利優遇措置※2 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする

※1 融資対象については、以下のとおりとする。

- (1) 「1か月以内」については、産競法第2条第29項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (2) 「2か月以内」については産競法第2条第29項第3号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (3) 「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでない者をいい、法人の代表権のある役員は該当しない。
- (4) 「事業を開始した日」とは、法人は設立登記年月日とし、個人事業主は所得税法第229条の「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日とする。

※2 金利優遇措置を受ける場合は、スタートアップ推進課から証明を受けること。

※3 「事業の廃止又は解散の日」については、以下のとおりとする。

- (1) 事業の廃止は、個人事業主の廃業のこととし、廃業届や税務申告書の控え等で確認できる廃止の日とする。なお、破産免責を受けたもので廃止日が確認できない場合は、破産手続き開始日とする。
- (2) 解散は、会社の解散のこととし、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を基準とする。

※4 創業等支援資金の融資対象者であつて、保証協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。